

# 特定非営利活動法人における信用保証のご利用について

平成 27 年 10 月 1 日から、特定非営利活動法人（以下、「NPO 法人」という。）が信用保証制度をご利用いただくことが可能となります。

基本的には会社や個人の方と同様のお取扱いとなりますが、一部お取扱いが異なる点がありますのでお知らせいたします。

## 1 保証対象者

次の規模要件を満たす NPO 法人となります。

### (1) 従業員

業種	従業員
製造業	300 人以下
卸売業・サービス業	100 人以下
小売業（飲食業を含む）	50 人以下

注）雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含まれません。

### (2) 資本金

規模要件なし

## 2 利用できる保証制度

以下を除き、原則として自治体制度も含めて全ての保証制度が利用可能です。

### 【利用できない保証制度】

- ✓ 小口零細企業保証制度（自治体制度版を含む）  
… 医業を主たる事業とする NPO 法人は利用可能です。
- ✓ 制度の要綱・要領等で NPO 法人を対象外としているもの
- ✓ 特例保険に係る保証制度で、根拠法において NPO 法人を対象外としているもの  
… 創業関連保証、創業等関連保証、経営革新関連保証、事業再生計画実施関連保証 等
- ✓ 中小企業特定社債保証（社債発行は会社法上の会社に限られるため）

## 3 信用保証料

会社や個人の方と同様に信用保証料率の弾力化により、保証申込日の直前の決算における計算書類等をもとに 1～9 区分に判定されます。

ただし、直前の決算において、CRD によるリスク評価に適さない計算書類や、1 年を超える期間の計算書類の場合は、計算書類なしとして第⑤区分の料率を適用することとなります。

## 4 責任共有の対象

以下を除き、原則として自治体制度も含めて全ての保証が責任共有の対象となります。

### 【責任共有制度の対象外（100%保証）となる主な保証】

- ✓ 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1 号から 6 号まで
- ✓ 災害関係保証
- ✓ 東日本大震災復興緊急保証 等

## 5 保証申込時の必要添付書類

通常の中小企業者（会社・個人等）の場合に加えて、事業報告書等を要します。

### 事業報告書等：特定非営利活動促進法第 28 条に規定する次の書類

- ✓ 事業報告書
- ✓ 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録
- ✓ 年間役員名簿
- ✓ 社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

【お問い合わせ先】当協会本支所窓口までお願いいたします。